

要 望 書

全国市議会議長会は、社会文教施策について別紙のとおり
議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、
特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成20年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員長 高 藤 拓 雄
(阿蘇市議会議長)

目 次

1. 地域医療保健施策について……………	1
2. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 について……………	5
3. 介護保険制度について……………	7
4. 少子化対策等について……………	9
5. 社会福祉施策について……………	12
6. 雇用対策について……………	14
7. 生活環境施策について……………	15
8. 文教施策について……………	18

1. 地域医療保健施策について

急速な高齢化の進展や医療ニーズの多様化、医師不足・偏在の問題の深刻化など、地域医療保健を取り巻く環境は大きく変化しているが、地域住民が、いつでもどこでも必要な医療保健を受けることができるよう責任ある施策を講じることが求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医師不足対策について

(1) 医師の絶対数の不足等を解消するための関係予算を社会保障費の抑制目標とは別枠で確保すること。

また、勤務医不足が深刻な産科・小児科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図るとともに、医師確保のための緊急的かつ実効性のある措置を講じること。

(2) 女性医師の出産や育児による離職を抑制するとともに、復職を促し、その就業率を高めるため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を図ること。

(3) 医学部の更なる定員増など積極的に医師の養成を図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。

また、地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、医学部定員における地域枠の更なる拡大や奨学金制度の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(4) 地域の医師不足・偏在を解消するため、医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じること。

(5) 都道府県の地域医療対策協議会の取組に対する支援を行うとともに、都道府県域を越えた医師派遣制度を充実強化すること。

(6) 勤務医の負担を軽減するため、医師事務作業補助者(メディカルクラーク)の養成・確保に必要な財政措置を拡充すること。

2. 地域医療の再生等について

(1) 公立病院の経営基盤安定のため、地方交付税措置等の充実強化を図ること。特に、不採算地区病院、へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療

等に対する財政措置の拡充強化を図ること。

- (2) 救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制を見直し、その充実を図ること。
- (3) 軽度な症状でさえも安易に夜間の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の労働環境を悪化する一つの要因となっていることを、広く国民に啓発すること。
- (4) 看護師の不足を解消するため、看護師確保及び離職抑制のための抜本的な対策を講じること。
- (5) 助産師等医療従事者の必要人員の確保と養成を図るための必要な財政措置を講じること。

3. 感染症対策について

新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備を推進すること。

4. 自殺防止対策について

「自殺総合対策大綱」を踏まえ、自殺防止のための実効性ある施策を実施するため、地方公共団体をはじめ関係機関との連携を図るとともに、必要な財源を確保する

こと。

5. 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進し、ゆるぎない食品安全体制を確立すること。

6. 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の耐震化、更新・改良事業等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度について

国民健康保険は、高齢者や低所得者を被保険者として多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等により、国保財政は憂慮すべき状況にある。

一方、本年4月より後期高齢者医療制度が開始されたところであるが、依然様々な問題点が指摘されている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医療保険制度の一本化について

安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

2. 財政基盤強化等について

- (1) 保険基盤安定制度、高額医療費共同事業等の財政措置の強化を図ること。
- (2) 市町村国保に義務付けられる健診・保健指導に対して十分な財政支援措置を講じること。

- (3) 普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること。
- (4) 乳幼児・児童医療費に係る国庫負担金の減額算定措置を廃止すること。
- (5) 被用者保険の保険者が資格喪失者の情報を、国保保険者に通知するよう制度化すること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 低所得者に対する保険料負担について見直すこと。
また、見直しに当たって負担を軽減する場合には、地方へ負担を転嫁することなく、全額国において措置すること。
- (2) 制度の趣旨・内容について周知徹底を図るため、改めて国において積極的な広報活動を行うこと。
- (3) 電算システムの構築等に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。

3. 介護保険制度について

介護保険制度は、平成12年4月の制度発足以降、老後における介護の不安に応える社会システムとして定着してきたが、高齢化の進展や利用者の急増等により給付費が増大し、様々な課題が生じている。

このため、持続可能な制度への再構築に向け、平成17年6月に制度改正がなされたところであるが、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられ、今後の高齢社会に対応できる制度とするためには、実態に即した更なる見直しと、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 介護サービス基盤整備について

介護サービスを担う人材の確保・養成等の基盤整備、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置の拡充を図ること。

2. 財政措置について

- (1) 介護給付費負担金における調整交付金については、別枠として措置すること。

- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。
- (3) 電算システムの改修を伴う施策を施行する場合、その経費等に対し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 医療制度改革による療養病床の再編成に当たっては、自治体の実情を考慮し、国の施策として老人保健施設等の受け皿整備に必要な支援措置を講じること。

3. 低所得者対策について

低所得者に対する保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策の更なる充実を図ること。

4. 被保険者及び受給者の範囲の拡大について

被保険者及び受給者の範囲の拡大についての検討に当たっては、保険者である市町村の意見を十分尊重すること。

4. 少子化対策等について

平成18年末に発表された新たな人口推計では、近年の出生率の低下や寿命の伸びを反映して、これまでよりも急速に少子・高齢化や人口減少が進むという厳しい見通しが示された。

平成18年の合計特殊出生率は1.32と、前年を上回りはしたが、我が国の少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 児童福祉等について

(1) 「新待機児童ゼロ作戦」の展開に当たっては、待機児童の解消を目指すとともに、保育サービス等の質の確保に十分留意すること、また、必要十分な財源を確保すること。

(2) 延長・休日保育、一時保育等多様な保育サービスの

- 提供を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 放課後児童健全育成事業を充実するため、ガイドラインに沿った放課後児童クラブの運営が可能となるよう財政措置の拡充を図ること。
 - (4) 乳幼児医療費の無料化を目途とした国の助成制度を創設すること。
 - (5) 育児休業給付の給付率を引き上げるなど、育児休業制度の更なる拡充を図ること。
 - (6) 子育て世帯に対する税制上の支援制度の充実を図ること。
 - (7) 児童手当制度については、乳幼児加算を増額するなど、国の責任において更なる拡充を図ること。
 - (8) 児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大すること。
 - (9) 母子家庭等自立支援対策の充実を図ること。
 - (10) 妊婦健康診査に要する費用に対する負担軽減措置及び不妊治療に対する助成制度の更なる拡充を図ること。
 - (11) 仕事と育児の両立支援及び働き方の見直しを積極的に推進すること。

2. 認定こども園等について

- (1) 認定こども園の普及促進を図ること。
- (2) 幼稚園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業に対する更なる財政措置の拡充を図ること。

5. 社会福祉施策について

高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者福祉や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障害者福祉について

- (1) 市町村が実施する地域生活支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 利用者負担に対する軽減措置の更なる拡充を図ること。
- (3) 障害者福祉サービスの供給体制を整備するため、ホームヘルパー等の人材養成や報酬額の水准确保に対し、特段の措置を講じること。
- (4) 今後、制度改正を行う場合には、十分な周知期間及び施行前準備期間を設けること。

2. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を堅持するとともに、級地

区分を地域の実情に即して見直すこと。

3. 年金制度について

- (1) 年金記録漏れ、入力ミス問題等については、正しい年金記録に基づき、適切な給付が行われるよう早急に問題の解決を図ること。
- (2) 国民皆年金制度にもかかわらず、未加入・未納者がいまだ多く存在することから、その解消を図るため、各種対策の一層の強化を図ること。

6. 雇用対策について

我が国の雇用環境については、総務省が発表した本年5月の労働力調査によると完全失業者は270万人、完全失業率は4.0%と依然として厳しい状況にあり、雇用対策の充実が求められる。

また、若年層の雇用情勢は依然として深刻な状況にあり、近年、不安定な雇用や失業、無業という厳しい状況にある若者が増加し、社会問題となっている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域雇用対策について

地域住民の雇用と豊かな暮らしを確保するため、能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地域における雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2. 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

7. 生活環境施策について

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動によって生ずる大気、水、土壌などへの環境負荷が増大している。

各自治体においては、環境保全対策、循環型社会への転換を図るための廃棄物処理施設の整備、リサイクル及び廃棄物の減量化等、一層の生活環境施設の整備促進が求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策について

「京都議定書」の目標達成のため、温室効果ガス削減・排出抑制策等、温暖化対策を加速化すること。

2. 廃棄物処理対策等について

(1) 循環型社会の基盤整備を推進するため、廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置の拡充を図ること。

(2) 排出者責任の原則を強化し、処理コスト・処理責任

の実効性を確保すること。

(3) 廃棄物の不法投棄については、実効ある施策を展開すること。

(4) 産業廃棄物中間処理業者の操業停止等による廃棄物等の放置を防止するため、保険制度の創設を図ること。

(5) 海岸に漂着したいわゆる「漂着ごみ」の処理に取り組む市町村に対する財政支援措置を拡充すること。

3. 容器包装リサイクル法について

循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、環境負荷に配慮しつつ、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入などを図ること。

4. 家電不法投棄対策について

地方自治体が収集した不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないよう対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するための実効性のある措置を講じること。

5. アスベスト対策について

(1) 学校、医療などの公共施設におけるアスベスト対策

を推進するとともに、所要の財政措置を講じること。

(2) アスベストの使用実態調査を継続し、適切に情報提供を行うとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。

(3) 建築物の老朽化等により、今後、アスベスト廃棄物が大量発生することが予測されることから、無害化処理を促進するとともに、不適正処理対策を強化すること。

8. 文教施策について

我が国の社会の発展を支える教育は、「国家百年の計」として、国政上の最重要課題に位置付けられ、教育再生に向けて様々な議論が展開されているが、子どもたちの学力低下やいじめ、不登校など、深刻な問題が顕在化している。

各自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 少人数教育の実現について

子どもと向き合い、じっくりと指導が行える時間の確保のため、少人数教育を推進し、所要の財源措置を講じること。

2. 特別支援教育について

特別支援教育の実施に当たっては、児童・生徒の定数

を見直し、必要な教職員定数を確保すること。

3. 教育相談体制等について

いじめ、不登校、校内暴力等の問題行動が深刻化していることから、問題を抱える児童生徒への自立支援策及び学校における教育相談体制の一層の充実を図ること。

4. 子どもの安全対策について

学校内外における子どもの安全を確保するため、学校内及び通学路の警備や、防犯教育などの施策の充実を図ること。

5. 奨学金について

意欲と能力のある者が確実に教育を受けることができるよう、奨学金制度を充実すること。

6. 公立小中学校施設の耐震化等について

改正地震防災対策特別措置法が成立し、公立小中学校施設の耐震化を促進するため緊急の支援措置等が講じられているところであるが、なお、市町村の費用負担は大きい。

よって、耐震化の実効性を確保するため、支援措置の更なる充実を図り、万全の財源措置を講じること。

7. 教職員人事権について

公立小中学校の教職員人事権を、中核市をはじめとする自治体に移譲すること。

また、人事権の移譲に当たっては、広域で一定水準の人材が確保される仕組みを構築すること。

8. 教育委員会制度について

教育委員会制度については、地方自治体の判断により、設置の有無を選択できる制度とすること。